

健発 0328 第 9 号
平成 25 年 3 月 28 日

国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条の規定に基づく水質基準を補完する水質管理目標設定項目については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号。以下「本職通知」という。）において定められているところである。

今般、厚生科学審議会生活環境水道部会において農薬類の分類の見直しが了承されたことを踏まえ、本職通知の別添 2 の全部を別紙のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。